

○ 高知県警察再被害防止要綱の制定について（通達甲）

平成28年3月14日

刑企発第103号

この要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、検挙した犯罪の被疑者から再び危害を加えられる事態を防止するために必要な基本的事項を定めることにより、再被害の防止を図り、もって被害者等を保護することを目的としたものです。